

第3 防火区画

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、これまでの建設省等の通達等の取扱いについては建築主事等の執務上の取扱いによることとなった。

1 面積区画

(1) 建基政令第112条第1項第1号及び第4項第1号に用途上防火区画しなくてもやむを得ない用途が例示されているが、倉庫、荷さばき施設（荷役機械を除く。）、ボーリング場、屋内プール、屋内スポーツ練習場は、その他これらに類する用途に含まれるものとする。ただし、飲食店、喫茶店その他付属的営業施設の用途に供する部分については区画すること。（昭和44年3月3日建設省住指発第26号、昭和46年12月4日建設省住指発第905号）

なお、建基政令第112条第1項第1号及び第4項第1号の適用については、用途上、防火区画が設けられない場合に限定しているものであり、一般的に倉庫については、用途上防火区画の設置が可能であることから、当該面積区画は設ける必要があるものであること。

(2) 百貨店、マーケット等の売場で、一の階の売場面積がおおむね1,000㎡以上のものは、2以上の区域に区画すること。この場合の区画は煙の拡散を防ぐためのものであるからガラススクリーン（線入ガラスのはめ殺し等）、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸、その他防煙上これと同等以上のものとする。◆

(3) 駐車のに供する部分が地階に存する場合には、当該部分に泡消火設備等の自動消火設備が設けられた場合であっても、おおむね床面積1,500㎡程度以下ごとに防火区画を設けること。

なお、この場合、当該防火区画ごとに2以上の避難経路を確保すること。◆

(4) 駐車のに供する部分が地階に存する場合、当該部分に避難階段等の避難施設が直接面する場合には、当該避難施設に防火区画された前室を設けること。◆

2 竪穴区画

(1) ダクト、配管類が防火区画の床を貫通する場合、可能な限りダクトスペース等を設けその中に入れること。◆

(2) 建基政令第112条第9項ただし書により、避難階からその直上階又は直下階のみに通じる吹抜け（直下階から直上階まで3階層にわたって吹き抜けているものは含まれない。）で、内装を下地を含めて不燃材料で行う範囲は、当該吹抜きを含めて耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備若しくは両面20分の防火設備で区画された部分のすべてとすること。（昭和44年5月1日建設省住指発第149号）

(3) 建基政令第112条第9項ただし書により竪穴区画しなくてもよい住宅又は長屋の住戸には店舗併用住宅等も含まれるものとする。ただし、店舗等の部分の床面積が住宅部分の床面積よりも小さい場合に限られること。

(4) 百貨店、マーケット等のエスカレーター周囲の防火区画にあつては、通行に必要な部分を除いて、エスカレーターの側面部分は可能な限り耐火構造の壁とし、防火シャッターで区画する

場合はガラススクリーン（線入ガラス等）を併設すること。◆

- (5) エスカレーター部分は建基政令第 112 条第 9 項の昇降路に該当するので、区画は水平引きシッターとせずに堅穴区画とすること。
- (6) エスカレーターは法令上避難路として扱えないが、火災の際に区画内に人が残ることが考えられるため（昭和 44 年 11 月 7 日 建設省全建行連発第 7 号）エスカレーター周囲を区画する場合、避難用の戸を設けること。
- (7) 堅穴区画は各階で区画することを原則とするが、二の階にのみわたる部分階段にあつては、下の階で区画すれば足りるものとする。
- (8) 全館避難安全検証法を行うことにより、堅穴区画の適用除外が認められた階段、吹抜けであっても、堅穴区画を設置すること。◆

3 用途区画

建基政令第 112 条第 12 項、第 13 項で建築物の一部が建基法第 24 条各号又は同法第 27 条第 1 項各号の一に該当する部分を用途区画する場合、原則として建基法別表第 1 (イ)欄の同一枠内であっても用途が異なるときは区画を要すること。ただし、異種用途であっても、物品販売業を営む店舗の一角にある喫茶店・食堂、ホテルのレストラン等で次の要件に該当する場合には区画は不要とすることができる。

- (1) 管理者が同一であること。
- (2) 利用者が一体施設として利用するものであること。
- (3) 利用時間がほぼ同一であること。
- (4) 自動車車庫、倉庫等以外の用途であること。

4 防火戸

- (1) 防火戸は第 2. 1. (3)によるほか、次によること。
- (2) 防火区画に用いる防火設備の種類とその構造方法の取り扱いは、次の表によること。

防火設備の種類とその要求性能（建基政令第 112 条第 14 項）

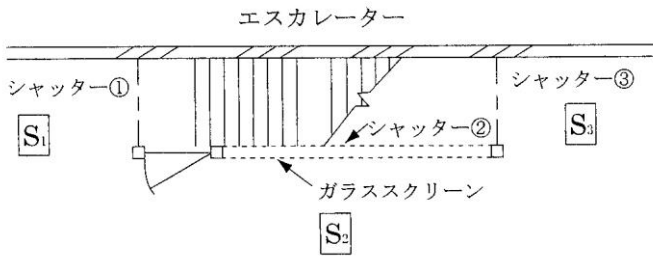
条	項	号	区画種別	構造方法	
				遮炎性能 (第 14 項第 1 号)	遮炎性能・遮煙性能 (第 14 項第 2 号)
112	1	本文	面積区画	特定防火設備	
		2	適用除外階段等		特定防火設備
	2		準耐火 500 m ² 区画	特定防火設備	
	3		準耐火 1000 m ² 区画	特定防火設備	
	4		2 項、3 項適用除外		特定防火設備
	5		11 階以上 100 m ² 区画	防火設備	
	8		5 項、6 項、7 項適用除外		防火設備
	9		堅穴区画		防火設備
	12		木造建築物異種用途区画		防火設備
	13		異種用途区画		特定防火設備

(3) 建基政令第 112 条第 14 項で常時閉鎖若しくは作動した状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動できるものにあつては面積が 3 m²以内とされているが、これは開口部の大きさでなく、一の防火戸の大きさを規定しているものである。

なお、3 m²を超える防火設備にあつては、昭和 48 年建設省告示第 2563 号（改正 平成 12 年建設省告示 1370 号）第 1. 二. イからトまでに適合させること。

(4) 一の堅穴区画に係る煙感知器連動の防火戸が同一階に 2 以上ある場合、原則として一の感知器の作動により、当該防火設備はすべて閉鎖又は作動すること。また、連動させる感知器の設置は、いずれの方向からの煙でも感知するような位置、個数とすること。

※ 第 3-1 図において、S1、S2 又は S3 のいずれかが作動した場合に、シャッター①、②及び③が閉鎖すること。



第 3-1 図

(5) 堅穴区画に係る防火設備（感知器の作動と連動するもの）の閉鎖又は作動については次によること。

ア 階段については、感知器（当該部分を区画する防火設備の連動によるものに限る。）が作動した階のみとすること。

イ 吹抜け部分については、感知器（吹抜け部分を区画する防火設備の連動によるものに限る。）が作動した場合には全階作動すること。

(6) 火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖しなければならない防火設備から 10m 以内の部分が、煙感知器の設置に不適当な場所及び非火災報を発するおそれがある開放廊下等である場合は、次に掲げる場所であること。

- ア 換気口等の空気吹出口に近接する場所
- イ じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所
- ウ 腐食性ガスの発生するおそれのある場所
- エ 厨房等正常時において煙等が滞留する場所
- オ 排気ガスが多量に滞留する場所
- カ 煙が多量に流入するおそれのある場所
- キ 結露が発生する場所

（昭和 48 年建設省告示第 2563 号（改正 平成 12 年建設省告示第 1370 号））

なお、アからキまでの場所に煙感知器を設置する場合は次のいずれかによること。◆

(7) 煙感知器を蓄積型とする。◆

(イ) 非蓄積型の煙感知器を設ける場合は、二の感知器の作動の組合せにより連動させる。◆

- (7) 監視規模が大きくなった場合は、防災センター等において防火設備の閉鎖又は作動状態も含めて監視できる中央制御方式とすること。◆
- (8) 昭和 48 年建設省告示第 2563 号（改正 平成 12 年建設省告示第 1370 号）第 1. 二. トで、防火戸の自動閉鎖機構（温度ヒューズ連動を除く。）は予備電源を必要としているが、電源を遮断することにより起動する防火戸の自動閉鎖機構で、シャッター以外の防火戸に用いるものについては避難上の支障が生ずるおそれがない場合、予備電源を設置しないことができるものとする。（昭和 49 年建設省住指発第 342 号）
- (9) 防火区画を構成する防火戸は、原則として常時閉鎖式とすること。ただし、防火対象物の使用形態の関係から、当該防火戸の開閉が頻繁に行われるなど、常時閉鎖式防火戸の設置が難しい場合には、防火戸の閉鎖に障害がないように配慮の上、随時閉鎖又は連動機構付きの常時開放式のものとすること。◆

5 風道及び防火ダンパー

- (1) 防火ダンパーは第 2. 1. (3)によるほか、次によること。
- (2) 予備電源としての自家発電設備室の換気風道は専用とし、当該換気風道については、機械換気設備の機械室及びポンプ室等（耐火構造の壁及び床又は特定防火設備で区画されたものに限る。）の部分を除きおおむね 30 分間以上の耐火性能を有するもので被覆等すること。
- なお、当該換気風道が建基政令第 112 条等に規定する防火区画を貫通する場合は、当該防火区画内を通過する部分の風道は、耐火構造で造る等当該区画貫通部分に防火ダンパーを設けない構造とすること。
- (3) 防火ダンパーは可能な限り防火区画の壁又は床の貫通部に直接取り付けること。
- なお、やむを得ず貫通部の直近に設ける場合、貫通部と防火設備との間のダクトは厚さ 1.5mm 以上の鉄板とするか、又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料（平成 12 年建設省告示第 1359 号）で被覆すること。
- (4) 昭和 48 年建設省告示第 2565 号（改正 平成 12 年建設省告示第 1370 号）で火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火設備とすべき場合は、風道が堅穴区画又は異種用途区画を貫通する場合及び風道そのものが堅穴的な構造である場合であること。
- (5) (4)の同告示中第 1 項第 1 号本文の括弧書については次のように運用すること。（第 3 - 2 図参照）
- ア 最上階に設けるダンパーには煙感知器連動とする必要がないものがあること。
- イ 火災時に送風機が停止しない構造のものにあっては、煙の下方への伝播も考えられることから、空調のシステムを総合的に検討する必要があること。
- ウ 同一系統の風道において換気口等が一の階にのみ設けられている場合にあっては、必ずしも煙感知器連動のダンパーとする必要がないものであること。

（昭和 56 年建設省住指発第 165 号）

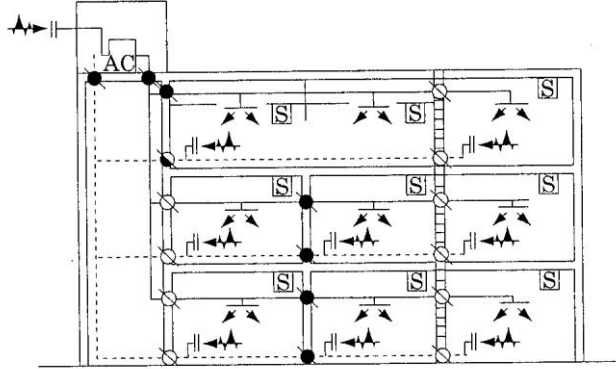
- (6) (3)によるダンパーの煙感知器は、間仕切壁等で区画された場所で当該ダンパーに係る風道の換気口等がある場合は、壁（天井から 50 cm 以上下方に突出したたれ壁等を含む。）から 60cm 以上離れた天井等の室内に面する部分（廊下等狭い場所であるために 60cm 以上離すことができな

い場合にあつては、当該廊下等の天井等の室内に面する部分の中央の部分) に設けること。

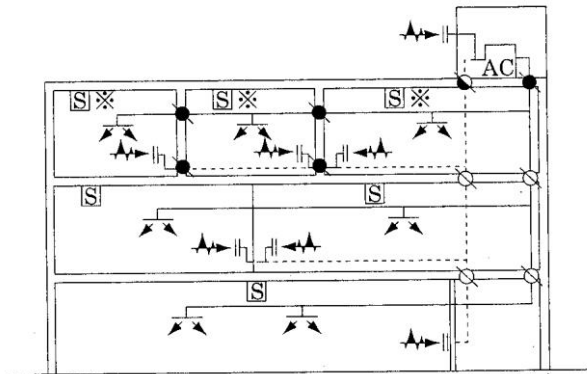
なお、第3-3図のような場合、当該風道の吹出口又は吸込口がある部分のいずれの感知器の作動によつても閉鎖すること。◆

(7) 温度ヒューズは、当該温度ヒューズに連動して閉鎖するダンパーに近接した場所で風道の内部に設けること。

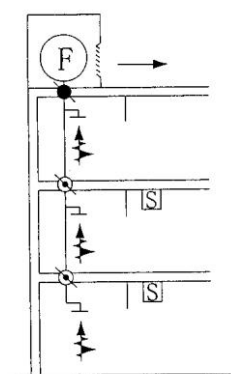
例-1



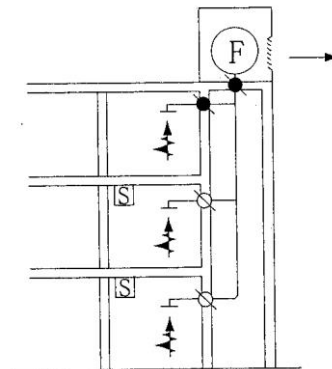
例-2



例-3
(湯沸室系統)



例-4
(便所系統)

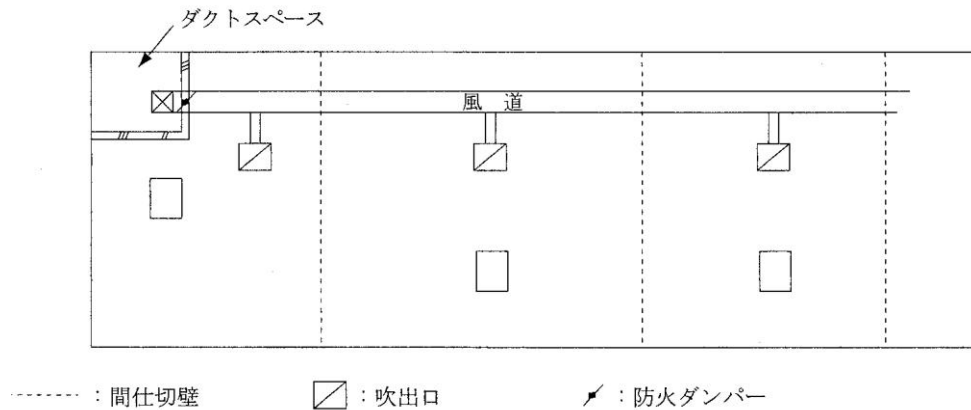


(注) 避難上及び防火上支障がない場合は、SFD を SD 又は FD とすることができる。

例-5



第3-2図



第3-3図

6 防火設備の管理

(1) 政令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備は、火災が発生したときに延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するため、次に定めるところにより管理しなければならない。

ア 防火設備は、常時閉鎖式又は作動できるようなその機能を有効に保持し、かつ、閉鎖又は作動の障害となる物件を置かないこと。

イ 防火設備は、火災により生じる圧力、外気の気流等の影響により閉鎖又は作動に支障を生じないようにすること。

ウ 防火区画の防火設備(遮熱力のあるものを除く。)に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置かないこと。

エ 風道に設ける防火設備は、容易に点検できる構造とし、その機能を有効に保持すること。

(2) 旅館、ホテル、宿泊所又は病院の階段に設ける防火設備は、夜間時に閉鎖又は作動状態を保持しなければならない。ただし、火災時の煙により自動的に閉鎖し又は作動するものにおいて

は、この限りでない。

7 共同住宅

- (1) 高層区画の適用除外基準（建基政令第 112 条第 8 項）
11 階以上の 200 m²以内の共同住宅の住戸で住戸ごとに区画されたもの。
- (2) 竪穴区画（建基政令第 112 条第 9 項）
200 m²以内の共同住宅の住戸内の階段の部分等については、区画を要しないことができること。

8 その他

- (1) 政令別表第 1 (5) 項イのホテル等の宿泊室と廊下とを準耐火構造の壁で区画し、開口部には防火戸を設けること。◆
- (2) 建基政令第 114 条第 1 項で共同住宅等の各戸を耐火構造の壁で区画する場合、同第 112 条第 10 項及び第 11 項に基づき、区画する界壁が接する外壁部分（90cm 幅）を耐火構造とし、当該部分にある開口部には防火戸を設けるか、50 cm 以上突出した耐火構造のひさし若しくはそで壁を設けること。◆
- (3) 冷凍倉庫等において壁、床を断熱する場合、壁と床が接する部分に断熱材によって防火的な間隙が生じないようにすること。
※ 壁の断熱工事をした後に床版を取り付ける工法の場合に生じやすい。
- (4) カーテンウォール工法にあっては、床版先端とカーテンウォールとの間に間隙が生じやすいが、間隙にはモルタル等を十分に充てんすること。
また、カーテンウォール支持部材及び構造上重要な方立も耐火被覆をすること。◆
- (5) プレキャストコンクリート板を使用する壁、床にあっては、所定の施工仕様に基づき目地部分の間隙充てんや端部の耐火被覆等を十分に行うこと。
- (6) 建基政令第 112 条第 1 項でスプリンクラー設備等の消防用設備等を設ける場合、消防法令の基準に適合させること。
なお、同第 129 条で設ける場合も同様とする。
※ 設置に係るスプリンクラーヘッドの個数は、省令第 13 条の 6 第 1 項第 1 号の表中「その他のもの」とする。